

**相隣関係 宅建 H11-02-4 《#661》**

**【問】 正誤をつけよ。**

他人の宅地を眺望できる窓又は縁側を境界線から1m未満の距離に設ける場合は、目隠しを付けなければならない。

**【答え】 正しい**

**《ポイント》 境界線付近の建築の制限【★基礎必須】**

建物を築造するには、**境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならない。**  
(民法 234 条 1 項)

**境界線から1メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側(ベランダを含む。)を設ける者は、目隠しを付けなければならない。** (民法 235 条 1 項)